報告第９号

第３回新市名称候補選定小委員会報告について

第３回新市名称候補選定小委員会について、次のとおり報告する。

平成１５年９月２５日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

第３回新市名称候補選定小委員会について、別紙のとおり報告する。

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会

第３回新市名称候補選定小委員会報告書

開催日時	：	平成１５年９月１８日（木） 午後７時３０分から午後１０時１０分
会　　場	：	八日市市役所別館２階　中ホール
協議内容	：	下記のとおり

１．新市名称候補５点の選定について

資料１：新市名称候補選定までの経過

資料２：新市名称候補５作品一覧表

２．新市名称の選定方法について

資料３：新市名称最終決定方法

資料４：新市名称選定の投票及び開票の進め方

資料１

新市名称候補選定までの経過

一般応募による作品　６９８点

第１次絞込み

名称候補選定小委員会委員一人７点を選考

３１点を選定

（５０音順）

新市名称候補(31点)			
1	あかね市	17	新近江市
2	青都市	18	東野市
3	愛神市	19	八風市
4	おうみ市	20	東おうみ市
5	近江市	21	東びわこ市
6	淡海市	22	東近江市
7	近江鈴鹿市	23	東淡海市
8	近江東栄市	24	東江州市
9	近江東市	25	東滋賀市
10	蒲生野市	26	聖市
11	湖陽市	27	琵東市
12	五東市	28	みどり市
13	五輪市	29	みどりの市
14	標野市	30	緑市
15	聖徳市	31	八愛神市
16	神愛市		

第２次絞込み

名称候補選定小委員会委員一人５点を投票

９点を選定

新市名称候補(9点)	
1	あかね市
2	聖徳市
3	神愛市
4	東おうみ市
5	東近江市
6	東淡海市
7	東江州市
8	東びわこ市
9	みどり市

第３次絞込み

名称候補選定小委員会委員一人３点を投票

５点を選定

新市名称候補(5点)	
1	あかね市
2	神愛市
3	東近江市
4	東びわこ市
5	みどり市

名称候補選定小委員会委員が全員一致により候補にすることを確認

名称候補（５点）を確認

新市名称候補５作品一覧表

資料２

新市名称候補	選　考　理　由
あかね市	・万葉集に歌われている「あかねさす・・・(相聞歌)」はこの地域が舞台となっており、知名度がある。 ・歴史的ロマン漂うこの地域に馴染む名前である。 ・ひらがな三文字は親しみや優しさを感じる。また母音で始まる呼びやすさがある。 ・希望に向かって発展する、健康で明るいまちを想像できる。 ・自然、景観、文化、歴史、住民活動などをイメージできる。
神愛市	・八日市市を含む旧神崎郡と旧愛知郡の合併であり、それぞれから頭文字をとった名称である。 ・１市４町に共通する愛知川がイメージでき、「神」「愛」が新市名としてふさわしい言葉。 ・将来の発展と融合した意味を感じる。 ・八日市高校の前身は神愛高校であり、地域に知名度や愛着がある。
東近江市	・昔から近江の国といわれ、滋賀の別呼称としてその知名度は高く、１市４町は、その近江の国の東部に位置し、地理的にも分かりやすい。 ・近江商人発祥の地をはじめ、この地域の様々な歴史や文化をイメージできる。 ・今日、東近江は、行政圏域をはじめ対外的にも広く使用され、知名度が高く、またなれ親しんだ名称でもある。 ・将来の滋賀県の中核都市にふさわしい。 ・住民参加のまちづくりとしての立場から、最も応募が多かった名称である。 ・親しみのもてる名称と考え、合併後近江の東に位置し、緑あふれる自然豊かなまちとして発展が期待できる。
東びわこ市	・日本を代表し、かつ全国的に知名度も高い琵琶湖の東に位置している。 ・琵琶湖の東と云えば全国に分かりやすく、地理的に判断しやすい。 ・今後知名度の向上につながるものである。 ・琵琶湖の漢字は難しく、平仮名の方が書きやすく、またやわらか味があってよい。 ・滋賀県を代表する都市名称でもある。
みどり市	・鈴鹿の山々を連想できる。 ・１市４町共に、共通して緑が多い。 ・人と自然が共生する地域、またまちづくりをイメージできる。 ・みどり色は豊かなイメージも想像する。親しみやすく柔らかな感じがする。 ・木々がしっかりと大地に根を張りたくましく、大きく育っていくように、新市への思いを込めて。 ・愛知川の清流の恵み、豊かな自然と高い文化を生かし、滋賀県（びわこ）東部の美しいモデル地域として伸び行くまちを願い。

資料３

新市名称最終決定方法

第３回協議会

（9 月 25 日）

新市名称候補選定小委員会報告

⇩

新市名称候補５点を決定

⇩

各委員は次回までに新市名称として
ふさわしい候補３点を選考

⇩

第４回協議会

（10 月 30 日）

第１回投票
- 各委員が新市名称候補５点の中から３点を選び投票
- 無記名方式による

⇩

上位３点を選定

⇩

第２回投票
- 各委員が新市名称候補３点の中から２点を選び投票
- 無記名方式による。

⇩

上位２点を選定

⇩

第３回投票
- 各委員が新市名称候補２点のうち、１点を選び投票
- 無記名方式による。

⇩（２分の１以上の票）

新市名称の決定

資料４

新市名称選定の投票及び開票の進め方

１．投票方法

（１）投票用紙

ア）第１回投票　・　５点の候補名称を記載した投票用紙とする。
　　・　５点の候補名称から３点を選び、〇印を付ける様式とする。
　　・　氏名は、無記名方式とする。

イ）第２回投票　・　２点の名称を記述する投票用紙とする。
　　・　氏名は、無記名方式とする。

ウ）第３回投票　・　１点の名称を記述する投票用紙とする。
　　・　氏名は、無記名方式とする。

（２）記載場所　　各委員の自席で記載する。

（３）投票場所　　首長５名の前に投票箱を設置する。

（４）投票

・投票前に事務局職員が投票箱を持ち上げ、委員に空虚を確認する。
・投票は、事務局が読み上げる委員から、順次投票を行う。

２．開票方法

（１）開票管理・立会者

宮部湖東町長（会長職務代理者）及び西田委員（滋賀県東近江地域振興局長）

（２）開票場所

・開票管理・立会者席の後部に、開票机を設置する。
・開票管理・立会者のもとで、事務局職員が開票を行う。

（３）開票結果の発表

開票管理・立会者が開票結果を確認の上、開票管理・立会者（西田委員）が結果発表を行う。

（４）無効について

決められた点数を選ばなかった投票用紙は、すべて無効とする。

３．投票権

名称の投票については、首長も含めた全委員とする。